

# 兵庫県公報

令和8年3月24日 火曜日 第4号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 .....	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程 .....	9

## 公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）  
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県人事委員会  
委員長 大久保 和 代

### 兵庫県人事委員会規則第5号

#### 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第2号中「130万円程度以下」の右に「(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年150万円程度以下)」を加える。

第22条の4第4項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。」を削り、同条第5項から第7項までの規定中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条第8項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「育児任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし」及び「(第1項又は第2項に規定する職を占める職員にあつては、旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。)」を削り、同条第10項から第14項までの規定中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第22条の5 条例第16条の7第1項の人事委員会規則で定める職員は、定年前再任用短時間勤務職員とし、当該定年前再任用短時間勤務職員の特額（同項に規定する「特額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、条例第10条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 条例第16条の7第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第19の2に掲げる額とする。

3 条例第16条の7第1項の人事委員会規則で定める日は、特額が基準額（同項に規定する「基準額」を

いう。以下同じ。)以上となった日の前日とする。

4 条例第16条の7第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額、基準額と特定額の差額に勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数を減じて得た数を乗じ、その額を12で除した額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(育児短時間勤務職員等又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては当該額に勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

5 条例第16条の7第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「均衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

6 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から均衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

7 第4項の規定は、第5項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同項中「特定額」とあるのは、「均衡職員特定額」と読み替えるものとする。

8 第2種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給するものとする。

第34条第1項第4号イ中「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)」を「短時間勤務職員」に改める。

第35条第3項第2号を次のように改める。

(2) 初任給調整手当(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)

附則第5項の見出し中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

附則第36項を附則第37項とする。

附則第35項中「第35項基礎給料月額」を「第36項基礎給料月額」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第34項を附則第35項とする。

附則第33項中「第31項基礎給料月額」を「第32項基礎給料月額」に、「第31項」を「第32項」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第32項中「第31項基礎給料月額」を「第32項基礎給料月額」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第31項中「第34項各号」を「第35項各号」に、「第31項基礎給料月額」を「第32項基礎給料月額」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第30項を附則第31項とする。

附則第29項中「第27項基礎給料月額」を「第28項基礎給料月額」に、「第27項各号」を「第28項各号」に改め、同項を附則第30項とする。

附則第28項中「第27項基礎給料月額」を「第28項基礎給料月額」に改め、同項を附則第29項とする。

附則第27項中「第30項各号」を「第31項各号」に、「第27項基礎給料月額」を「第28項基礎給料月額」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第26項を附則第27項とする。

附則第25項中「第23項基礎給料月額」を「第24項基礎給料月額」に、「第23項」を「第24項」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第24項中「第23項基礎給料月額」を「第24項基礎給料月額」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第23項中「第26項各号」を「第27項各号」に、「第23項基礎給料月額」を「第24項基礎給料月額」に改め、同項を附則第24項とする。

附則第22項を附則第23項とする。

附則第21項中「第19項基礎給料月額」を「第20項基礎給料月額」に、「第19項」を「第20項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第20項中「第19項基礎給料月額」を「第20項基礎給料月額」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「第22項」を「第23項」に、「第22項各号」を「第23項各号」に、「第19項基礎給料月額」を「第20項基礎給料月額」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「第15項第1号」を「第16項第1号」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「第15項第1号」を「第16項第1号」に、「第15項基礎給料月額」を「第16項基礎給料月額」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「第15項基礎給料月額」を「第16項基礎給料月額」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「第15項基礎給料月額」を「第16項基礎給料月額」に、「第17項」を「第18項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「第13項基礎給料月額」を「第14項基礎給料月額」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「第13項基礎給料月額」を「第14項基礎給料月額」に、「第15項各号、第17項及び第18項」を「第16項各号、第18項及び第19項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「第9項第1号」を「第10項第1号」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「第9項第1号」を「第10項第1号」に、「第9項基礎給料月額」を「第10項基礎給料月額」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「第9項基礎給料月額」を「第10項基礎給料月額」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「第9項基礎給料月額」を「第10項基礎給料月額」に、「第11項」を「第12項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第35項」を「附則第36項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「第36条の2第1項及び第36条の3第1項」を「第36条の2第2項及び第36条の3」に、「第36条の2第1項第1号」を「第36条の2第2項第1号」に、「第36条の3第1項第1号」を「第36条の3第1号」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の次に次の1項を加える。

(条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の第2種初任給調整手当)

6 当分の間、第22条の5第1項中「、定年前再任用短時間勤務職員とし」とあるのは、「、定年前再任用短時間勤務職員及び条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員とし」とし、「当該定年前再任用短時間勤務職員の特定期額（同項）とあるのは、「当該定年前再任用短時間勤務職員及び当該条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の特定期額（条例第16条の7第1項）とし、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、条例第10条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、条例第10条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに条例第11条、第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

別表第19の次に次の表を加える。

別表第19の2（第22条の5関係）

職員の在勤する地域	基準額
	円
北海道	1,075
青森県	1,029
岩手県	1,031
宮城県	1,038
秋田県	1,031
山形県	1,032

福島県	1,033
茨城県	1,074
栃木県	1,068
群馬県	1,063
埼玉県	1,141
千葉県	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
新潟県	1,050
富山県	1,062
石川県	1,054
福井県	1,053
山梨県	1,052
長野県	1,061
岐阜県	1,065
静岡県	1,097
愛知県	1,140
三重県	1,087
滋賀県	1,080
京都府	1,122
大阪府	1,177
兵庫県	1,116
奈良県	1,051
和歌山県	1,045
鳥取県	1,030
島根県	1,033
岡山県	1,047
広島県	1,085
山口県	1,043
徳島県	1,046
香川県	1,036
愛媛県	1,033
高知県	1,023
福岡県	1,057
佐賀県	1,030
長崎県	1,031
熊本県	1,034
大分県	1,035
宮崎県	1,023
鹿児島県	1,026
沖縄県	1,023

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「130万円程度以下」の右に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年150万円程度以下）」を加える。

第21条の3の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第21条の4 条例第18条の6第1項の人事委員会規則で定める職員は、定年前再任用短時間勤務職員とし、当該定年前再任用短時間勤務職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、条例第10条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 条例第18条の6第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第16の2の2に掲げる額とする。

3 条例第18条の6第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

4 条例第18条の6第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額の差額に勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数を減じて得た数を乗じ、その額を12で除した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

5 条例第18条の6第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「均衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

6 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から均衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

7 第4項の規定は、第5項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同項中「特定額」とあるのは、「均衡職員特定額」と読み替えるものとする。

8 第2種初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給するものとする。

第41条の2第3項第2号を次のように改める。

(2) 初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）

附則第36項を附則第37項とし、附則第35項を附則第36項とする。

附則第34項中「第32項基礎給料月額」を「第33項基礎給料月額」に、「第32項」を「第33項」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第33項中「第32項基礎給料月額」を「第33項基礎給料月額」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第32項中「第35項各号」を「第36項各号」に、「第32項基礎給料月額」を「第33項基礎給料月額」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第31項を附則第32項とする。

附則第30項中「第28項基礎給料月額」を「第29項基礎給料月額」に、「第28項各号」を「第29項各号」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第29項中「第28項基礎給料月額」を「第29項基礎給料月額」に改め、同項を附則第30項とする。

附則第28項中「第31項各号」を「第32項各号」に、「第28項基礎給料月額」を「第29項基礎給料月額」に改め、同項を附則第29項とする。

附則第27項を附則第28項とする。

附則第26項中「第24項基礎給料月額」を「第25項基礎給料月額」に、「第24項」を「第25項」に改め、同項を附則第27項とする。

附則第25項中「第24項基礎給料月額」を「第25項基礎給料月額」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第24項中「第27項各号」を「第28項各号」に、「第24項基礎給料月額」を「第25項基礎給料月額」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第23項を附則第24項とする。

附則第22項中「第20項基礎給料月額」を「第21項基礎給料月額」に、「第20項」を「第21項」に改め、同項を附則第23項とする。

附則第21項中「第20項基礎給料月額」を「第21項基礎給料月額」に改め、同項を附則第22項とする。

附則第20項中「第23項」を「第24項」に、「第23項各号」を「第24項各号」に、「第20項基礎給料月額」を「第21項基礎給料月額」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「第16項第1号」を「第17項第1号」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「第16項第1号」を「第17項第1号」に、「第16項基礎給料月額」を「第17項基礎給料月額」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「第16項基礎給料月額」を「第17項基礎給料月額」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「第16項基礎給料月額」を「第17項基礎給料月額」に、「第18項」を「第19項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「第14項基礎給料月額」を「第15項基礎給料月額」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「第14項基礎給料月額」を「第15項基礎給料月額」に、「第16項各号、第18項及び第19項」を「第17項各号、第19項及び第20項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「第10項第1号」を「第11項第1号」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「第10項第1号」を「第11項第1号」に、「第10項基礎給料月額」を「第11項基礎給料月額」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「第10項基礎給料月額」を「第11項基礎給料月額」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「第10項基礎給料月額」を「第11項基礎給料月額」に、「第12項」を「第13項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第35項」を「附則第36項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「第42条の2第1項及び第42条の3第1項」を「第42条の2第2項及び第42条の3」に、「第42条の2第1項第1号」を「第42条の2第2項第1号」に、「第42条の3第1項第1号」を「第42条の3第1号」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

(条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員の第2種初任給調整手当)

5 当分の間、第21条の4第1項中「定年前再任用短時間勤務職員とし」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員とし」とし、「当該定年前再任用短時間勤務職員の特定期額(同項)とあるのは、「当該定年前再任用短時間勤務職員及び当該条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員の特定期額(条例第18条の6第1項)とし、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、条例第10条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とあるのは、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の款に定める基準給料月額のうち、条例第10条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該条例附則第5条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第10条の規定により当該職員の属する職務の級並びに条例第11条、第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。))」とする。

別表第16の2の次に次の表を加える。

別表第16の2の2(第21条の4関係)

職員の在勤する地域	基準額
	円
北海道	1,075
青森県	1,029

岩手県	1,031
宮城県	1,038
秋田県	1,031
山形県	1,032
福島県	1,033
茨城県	1,074
栃木県	1,068
群馬県	1,063
埼玉県	1,141
千葉県	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
新潟県	1,050
富山県	1,062
石川県	1,054
福井県	1,053
山梨県	1,052
長野県	1,061
岐阜県	1,065
静岡県	1,097
愛知県	1,140
三重県	1,087
滋賀県	1,080
京都府	1,122
大阪府	1,177
兵庫県	1,116
奈良県	1,051
和歌山県	1,045
鳥取県	1,030
島根県	1,033
岡山県	1,047
広島県	1,085
山口県	1,043
徳島県	1,046
香川県	1,036
愛媛県	1,033
高知県	1,023
福岡県	1,057
佐賀県	1,030
長崎県	1,031
熊本県	1,034
大分県	1,035
宮崎県	1,023
鹿児島県	1,026
沖縄県	1,023

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第3条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正す

る。

第4条第1項の表県職員給与条例第27条の3の項中「第2号」の右に「(第1種初任給調整手当に係る部分に限る。)」を加え、同表教育職員給与条例第30条の2の項中「第4号」の右に「(第1種初任給調整手当に係る部分に限る。)」を加える。

附則第11項及び附則第12項を削る。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し及び同条第1項中「初任給調整手当に相当する加算報酬」を「第1種初任給調整手当に相当する加算報酬」に改め、同条第4項第1号中「初任給調整手当の額」を「第1種初任給調整手当の額」に、「初任給調整手当基礎月額」を「第1種初任給調整手当基礎月額」に改め、同項第2号及び第3号中「初任給調整手当基礎月額」を「第1種初任給調整手当基礎月額」に改める。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当に相当する加算報酬)

第8条の2 第2種初任給調整手当に相当する加算報酬は、新たに採用された第1号会計年度任用職員であって、採用の日において、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額(以下この条において「特定額」という。)が、その在勤する地域に応じた職員給与規則別表第19の2又は教員給与規則別表第16の2の2に定める額(以下この条において「基準額」という。)を下回る者に支給する。

(1) 月額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の月額及び地域手当に相当する加算報酬の月額の合計額に12を乗じて得た額を、第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この号及び第3項第1号において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。第3項第1号において同じ。)の日数の合計に7.75を乗じて得た数に同条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数を減じて得た数で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 日額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の日額及び地域手当に相当する加算報酬の日額の合計額を第3条第2項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(3) 時間額で基本報酬を支給する第1号会計年度任用職員 基本報酬の時間額及び地域手当に相当する加算報酬の時間額の合計額

2 前項の加算報酬は、第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額、日額又は時間額の別に応じ、それぞれ月額、日額又は時間額とする。

3 第1項の加算報酬の月額、日額又は時間額は、次の各号に掲げる当該加算報酬の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による第1項の加算報酬の額 基準額と特定額との差額に第44条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日の日数の合計に7.75を乗じて得た数に同条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数を減じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額

(2) 日額による第1項の加算報酬の額 基準額と特定額との差額に第3条第2項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間を乗じて得た額

(3) 時間額による第1項の加算報酬の額 基準額と特定額との差額

4 前項の規定による第1項の加算報酬の月額又は日額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもって当該加算報酬の月額又は日額とし、当該加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもって当該加算報酬の時間額とする。第13条に規定する第1項及び第6項の加算報酬の月額若しくは日額に100円未満の端数があるとき又は当該加算報酬の時間額に10円未満の端数があるときも、同様とする。

5 第1項の加算報酬は、採用の日から特定額が基準額以上となった日の前日までの間、支給する。

6 第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当に相当する加算報酬を支給される第1号会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会で定めるものには、人事委員会の定めるところにより、第1項から前項までの規定に準じて、第2種初任給調整手当に相当する加算報酬を支給する。

7 第1項及び前項の加算報酬は、基本報酬の支給方法に準じて支給するものとする。

第13条第1号中「(昭和23年法律第178号)」を削り、同号イ中「初任給調整手当に相当する加算報酬」を「第1種初任給調整手当に相当する加算報酬」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 第2種初任給調整手当に相当する加算報酬の月額

第13条第2号ア及び同条第3号ア中「、イ及びオ」を「からウまで及びカ」に改める。

第30条の見出し中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条中「(同条第1項又は第2項に規定する職を占める第2号会計年度任用職員にあっては、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校等で同条第8項の人事委員会の定めるものを含む。)」を削る。

第32条第1項中「第22条の4第6項後段」を「第22条の4第8項後段」に、「第21項から第23項」を「第21項から第23項まで」に改める。

第42条第1項中「、第18項、第20項及び第21項、」を「、第19項から第21項まで並びに」に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し及び同項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「、第2条改正後の職員給与規則第20条の2第3号に規定する育児任期付短時間勤務職員にあってはその額に同条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし」を削る。

附則第7項から第10項までの規定中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則(以下「改正後の給与規則」という。)第22条第2項第2号及び第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「改正後の教員給与規則」という。)第21条第1項第2号中「3月31日までの間にある者」とあるのは「3月31日までの間にある者(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))を除く。)」とする。

(暫定再任用職員の第2種初任給調整手当に関する経過措置)

3 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年兵庫県条例第39号。次項において「令和4年改正条例」という。)附則第12条に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規則第22条の5第1項及び改正後の教員給与規則第21条の4第1項の規定を適用する。

4 令和4年改正条例附則第12項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規則第22条の5第4項(改正後の給与規則第22条の5第7項において準用する場合を含む。)及び改正後の教員給与規則第21条の4第4項(改正後の教員給与規則第21条の4第7項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

## 人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第2号

**職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程**

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。  
第14条を次のように改める。

**第14条 削除**

(会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程(令和元年兵庫県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第3項中「初任給調整手当に相当する加算報酬」を「第1種初任給調整手当に相当する加算報酬」に改める。

第4条の2中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改め、同条を第4条の3とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当に相当する加算報酬)

第4条の2 規則第8条の2第6項の人事委員会で定めるものは、当該第1号会計年度任用職員を新たに採用された第1号会計年度任用職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば、同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「均衡職員特定額」という。)が同項に規定する基準額(次項において「基準額」という。)を下回る第1号会計年度任用職員とする。

2 前項に規定する第1号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当に相当する加算報酬の支給期間は、同項に規定する第1号会計年度任用職員となった日から均衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 規則第8条の2第1項から第4項までの規定は、第1項に規定する第1号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当に相当する加算報酬について準用する。この場合において、規則第8条の2第1項及び第3項中「特定額」とあるのは、「均衡職員特定額」と読み替えるものとする。

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。